

実績評価書

(厚生労働省26(IV-4-1))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標IV-4-1)							
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)求職者の早期の再就職を支援すること (目標2)雇用保険の給付を適正に行うこと							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っている。 求職者給付:労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付:失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付:労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付:労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令:雇用保険法第10条等							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,029,789,602	1,779,020,408	1,751,380,238	1,756,178,131	1,715,923,994	1,749,324,840
		補正予算(b)	294,060,224	0	0	0	-	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	-	
		合計(a+b+c)	2,323,849,826	1,779,020,408	1,751,380,238	1,756,178,131	1,715,923,994	1,749,324,840
	執行額(千円、d)	1,654,323,885	1,577,052,430	1,497,082,230	1,460,835,686			
執行率(%、d/(a+b+c))	71.2%	88.6%	85.5%	83.2%				
関連税制	-							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 雇用保険受給者の早期再就職割合(※1)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		公共職業安定所における主要業務に係る指標であり、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成26年1月24日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通しや平成25年度の実績見込み等を踏まえて設定した。 ※1 早期再就職者数(注1)/受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。)								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	○	○
		-	24.9%	25.8%	27.9%	31.2%	33.3%	30%以上		
	年度ごとの目標値	22%以上	24%以上	26.5%以上	28.0%以上	30%以上				
	指標2 不正受給の件数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定し、不正受給の件数が前年度以下となることを目標値として設定した。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	○	○
6274件		8174件	8286件	7127件	6274件	5573件	前年度以下			
年度ごとの目標値	前年度(8,442件)以下	前年度(8,174件)以下	前年度(8,286件)以下	前年度(7,127件)以下	前年度(6,274件)以下					

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由)指標1、指標2についていずれも目標値を達成していることから、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されており、目標を達成しているものと判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 指標1については、目標を達成していることから、求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介の実施等により、公共職業安定所の需給調整業務が有効に機能しているものと考えられる。なお、失業の認定日の設定に当たって、雇用保険担当部門と職業紹介担当部門が連携して一日当たりの認定人数、時間帯等を調整し、十分な面接時間を確保することにより、きめ細かな職業相談を行ったこと等が、雇用保険受給者の早期再就職に対して有効な取組であったと評価できる。 指標2については目標を達成しており、また、不正受給件数の減少に伴って不正受給処分金額についても減少していることから、雇用保険制度に係る総合的な不正対策に関する「不正受給対策業務関係要領」を平成25年4月に策定し、不正受給の未然防止及び不正受給事案に対する厳正な対処の徹底を全国のハローワークに対して指示するとともに、制度改正に合わせた改正を随時行うことにより、失業等給付に係る不正受給対策業務が有効に機能しているものと評価できる。
		(効率性の評価) 指標1については、目標を達成していることから、各労働局での職員向けのキャリア・コンサルティング研修等を実施し、ハローワーク職員の専門性を向上させること、また、失業保険の初認定日をとらえて必ず雇用保険受給者全員に対して職業相談を行うとともに、必要に応じて個々の雇用保険受給者のニーズに応じ事前に選定した求人情報を提供することにより、雇用保険受給者の早期再就職に向けた効率的な取組が行われていると評価できる。 指標2については、システムを活用して循環的な離職者や新たに被保険者資格を取得した基本手当受給者を把握し、これらの対象者への調査を重点化することにより目標を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
(現状分析) 指標1、2いずれも目標を達成しており、これまでの取組により着実に成果をあげていると考えられるため、引き続き有効かつ効率的な業務運営を行うことにより、雇用保険受給者の早期再就職及び雇用保険の適正給付にさらに取り組むことが必要である。		
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 指標1については、次年度に向けて、人材不足分野を中心としたマッチング機能の強化に取り組む。 指標2については、雇用保険主管課長ブロック会議を実施し、不正受給対策を含む雇用保険業務に係る好事例や課題に係る意見交換を実施し、各ブロックの関係局の緊密な連携を醸成し、適正な給付がさらに行われるよう取組を進めていく。 (予算要求について) 以下の□で囲んだ方向で検討します。 増額/現状維持/シーリングによる減額/見直しによる減額 (税制改正要望について) 雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置を要望している。 (機構・定員について) -	

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(平成27年7月8日開催)で議論いただいたところ、「不正受給について、その金額が減少しているなら、その点についても有効性を高める要因として記載すべき」、「施策の分析を行う上で、雇用保険制度についての記載が必要」といった意見が出された。これら指摘を踏まえ、評価書の施策の分析欄を修正している。 なお、指標1について、「再就職手当の拡充の影響を考慮すべき」との意見が出されたところであるが、今後目標値について実績や効果を踏まえた上で検討することとする。
-----------------	--

参考・関連資料等	○雇用保険事業月報・年報 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html) 【関連法令】 ○雇用保険法(http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1378) 【関連事業の行政事業レビューシート】 ○失業等給付 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshaiki/gyousei_review_sheet/2014/h25_pdf_saisyu/4-4-1.pdf) (P1) ○失業給付受給者等就職援助対策費 (http://www.mhlw.go.jp/jigyoshaiki/gyousei_review_sheet/2014/h25_pdf_saisyu/4-1-1.pdf) (P16)
----------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 奈尾基弘	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	-------------	----------	---------